

(見本)

市有財産売買契約書

上尾市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、本契約書に定めるものの他、上尾市契約規則及び上尾市インターネット公有財産売却ガイドライン等の諸規定を遵守し、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件の名称及び数量は、次のとおりとする。

物件名	数量

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 _____ 円（消費税を含む。）とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金を甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金は、第10条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、乙が次条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

4 甲は、乙が次条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金は、返還しないものとする。

5 乙がこの契約に定める義務を履行しないために甲がこの契約を解除したときには、乙が納付した契約保証金は、甲に帰属する。

(代金の支払い)

第5条 乙は、売買代金のうち前条に定める契約保証金を除いた金 _____ 円を _____ 年 _____ 月 _____ 日までに甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに乙に移転する。

(物件の引渡し及び受領)

第7条 甲は、前条に定める所有権が乙に移転したときに、売買物件を引き渡すものとする。

2 乙は、物品を上尾市で受領する。ただし、配達による引き渡しを希望する場合は送付依頼書を甲に提出するものとする。

3 乙は、売買代金納付後引渡しを受けるまで保管を希望する場合は、保管依頼書を甲に提出するものとする。

3 引渡し及び受領に要する費用は乙の負担とする。

(危険負担)

第8条 本契約の締結後、物件が甲の責めに帰することのできない事由により破損、焼失等により損失した場合は、乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、本契約の締結後、物件に隠れた瑕疵等があることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合、乙が納付した入札保証金は、甲に帰属するものとする。

(疑義の解決)

第12条 本契約の実施に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

住 所 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

売渡人

氏 名 上尾市長 ○ ○ ○ ○ 印

住 所 _____

買受人

氏 名 _____ 印